

「大嘗祭について」

2019年11月19日

令和の天皇の即位礼があり、パレードがあり、連日、テレビ、新聞は祝賀モードに溢れ、天皇が統治する国になったかのような報道が続いた。14日から15日にかけて、造営された大嘗宮で「大嘗祭」が行われた。大嘗祭は、悠紀殿と主基殿で「供饌の儀」が行われる。天皇は、皇祖神とされる天照大神を祀る伊勢神宮がある南西方向に設けた「神座」に向かい、調理された米、アワ、白酒などの神饌を供え、国の安寧と五穀豊穡を祈る。「お告げ文」を読み上げ、自らも神饌を食べる。この祭儀によって、天皇は皇祖神と一体化する訳である。これは、天皇家の神道に基づく宗教儀式である。この儀式を信じる天皇家が行うことに異存はない。しかし、24億円を超える国費を支出して行うことは、憲法の「政教分離」を定めた原則から逸脱する。

憲法第20条〔信教の自由、国の宗教活動の禁止〕は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と、国（政治）と宗教の分離を厳しく規定している。この条文は、天皇を現人神とした戦時中の手痛い人権侵害を経験した反省から生まれたものであるが、信教の自由は、長く苦しい闘いの歴史の中から、体得した人権尊重の基礎となる思想である。この思想によって、誰からも侵されない尊厳ある個々人と認められるのである。

昭和天皇の「大喪の礼」、平成天皇の「大嘗祭」の宗教儀式に、神奈川県知事、県議会議長が県費を使って参列したことは、政教分離の憲法に違反するとして、県費の払い戻しを求めて民事訴訟を起こした。海部俊樹元首相が、「高御座」に立つ平成天皇に「万歳三唱」を唱えたので、「バンザイ訴訟」と名付け、最高裁まで14年間ほど闘った。三権の長が参列した儀式なので、裁判所は当然であろうが、棄却の判決を下した。横浜地裁、東京高裁では、天皇制について過去から現在まで、時間をかけて審議したが、最高裁では裁判長の5秒ほどの「却下する」との一言で終わった。私は原告に加わり、天皇制を問う意味ある裁判であったと思っている。

「東京新聞」は15日の朝刊で、大嘗祭は政教分離原則に当たるかどうかについて、4人の学者の意見を掲載している。日大名誉教授の憲法学者 百地章氏は「大嘗祭は皇位継承に不可欠な伝統儀式を行うことが目的で、効果も特定宗教の援助に当たらないから、憲法違反ではない。過去の関連訴訟はいずれも原告が敗訴した」と言い、「国費支出に憲法上の問題は無い」と断言している。大東文化大名誉教授の日本古代文学者 工藤隆氏は、大嘗祭は穀物の再生呪術と新天皇の誕生を重ね合わせ、その基盤は縄文・弥生以来のアニミズム系の土着文化であると言いつつ、「宗教以前の古層の部分には、政教分離規定の『宗教』をそのまま適応できない」と「神道は宗教にあらず」という立場で語っている。

国際基督教大名誉教授の憲法学者 笹川紀勝氏は、「憲法の分離原則に違反する。今回も前例を踏襲して大規模にやったが、天皇がどうしても皇室伝統儀式でやりたいのなら、小規模にして天皇家の私費である内廷費でやるべきだった」と、秋篠宮と同意見である。米ポートランド州立大教授の天皇制研究 ケネス・ルオフ氏は「明らかに宗教的な儀式なのに、その準備から実施にいたるまで大勢の公務員が関わっている。このことだけでも政教分離はうやむやになってしまう」と語っている。私は、天皇制は民主主義に反すると思っている。天皇制をタブーにしないで、自由な議論が起ることを心から期待している。